

○定時制通信教育手当に関する規則の運用について

(昭和42年7月31日岡人委第293号通知)

(沿革)

昭和43年 4月 1日第 15号	昭和49年 9月10日第213号
昭和50年12月25日第251号	昭和56年 5月18日第 57号
昭和63年 4月 1日第 13号	平成 元年 4月 1日第 12号
平成 6年12月22日第278号	平成 9年12月22日第196号
平成13年 1月17日第252号	平成13年 3月30日第315号
平成18年 3月24日第189号	平成20年12月22日第157号
平成21年11月30日第133号	

改正

定時制通信教育手当に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第13号）の運用について、次のように定め昭和42年6月1日から適用することとしたので通知します。

記

第2条関係

- 一 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）第19条の8第1項第1号に「本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。」と規定されていることにより、定時制独立校、通信教育実施校又は全日制定時制両課程併置校の校長であつても、他に本務があり、これらの校長の職を兼ねている者は除かれるものであること。
- 二 給与条例第19条の8第1項第1号に「副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）、主幹教諭（本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制の課程若しくは通信制の課程で行う教育に従事する者に限る。）、指導教諭（本務として定時制の課程又は通信制の課程で行う教育に従事する者に限る。）及び教員（本務として定時制の課程又は通信制の課程で行う教育に従事する者に限る。）」と規定されていることにより、定時制の課程又は通信制の課程に属する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教員であること。定時制の課程又は通信制の課程に属する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教員とそれ以外の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教員との

区分については、辞令などにより明確にするようにすること。

第3条関係

- 1 「これらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者」は、次に掲げる者であること。
 - 一 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - 二 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定を含む。）に合格した者
 - 三 昭和23年文部省告示第47号（学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定）に掲げられる者
- 2 「担当実習に関連のある実地の経験」には、その実習助手の現に従事する職務に直接関連のない職務又は業務に係るものは含まれないものとする。

なお、実地の経験の年数は、月計算をもつて行うものとし、同一月を2回算定することとなる場合には、1月として計算すること。

第5条関係

- 一 「引き続き」とは、当該期間中に週休日及び休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）も算入するものであるが、本条第3号の場合においては、その引き続いた期間の最初の日又は最後の日が週休日又は休日等であるときは算入しないものであること。
- 二 「出張中の場合」には、出張中において生徒を引率して授業又は実習の指導に従事している場合は含まないものであること。
- 三 「勤務しなかつた場合」には、採用に至るまでのその月において勤務のなかつた期間及び退職又は死亡後のその月において勤務のなかつた期間は含まないものであること。